

管財第158号  
令和5年1月4日

建設工事業者の皆様

雲南市長 石飛厚志  
(総務部管財課)

### 現場代理人の現場常駐義務の緩和について（通知）

このことについて、下記のとおり取扱いを変更しましたので、お知らせします。

#### 記

#### 1 現場代理人の現場常駐義務の緩和について

別紙「現場代理人の兼務に関する特記仕様書」のとおり全部変更

[変更概要]

- (1)現場代理人の兼務できる金額要件を 3,500万円未満 から 4,000万円未満（建築一式の場合は 7,000万円未満 から 8,000万円未満）に改正
- (2)現場代理人の兼務できる距離要件について「工事現場間の移動距離が10km程度まで」としていたものを「工事現場の相互の間隔が10km程度まで」に改正  
補足「移動距離（道のり）」を「相互の間隔（直線距離）」に変更
- (3)申請様式の変更

#### 2 適用日

令和5年1月4日以降に入札公告又は指名通知する工事から適用する